

議 案 第 5 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、これらに係る申請の手数料等を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第9項の表金額の欄中「適合証」を「適合証等」に改め、同表備考第2号を次のように改める。

(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。

ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し

別表第4に次の1項を加える。

1.1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請手数料

事務の種類	区分			金額	
	建物の用途	評価方法	住戸数又は床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第	非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき9,500円	1件につき230,300円
			床面積の合計が300㎡以上	1件につき27,100円	1件につき372,500円

29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	分をいう。以下この表において同じ。）		令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）	2,000 m ² 未満のもの		
			床面積の合計が2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円	
			床面積の合計が5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円	
			床面積の合計が10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円	
			床面積の合計が25,000 m ² 以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円	
			省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が300 m ² 未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円
			床面積の合計が300 m ² 以上2,000 m ² 未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円	
			床面積の合計が2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円	
			床面積の合計が5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円	
			床面積の合計が10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 375,200円	
	床面積の合計が25,000 m ² 以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 440,200円			
	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第	一戸建ての住宅	省令第8条第2号イ及びロによるもの	床面積の合計が200 m ² 未満のもの	1件につき 4,800円	1件につき 34,700円
				床面積の合計が200 m ² 以上のもの	1件につき 4,800円	1件につき 38,700円
		共同住宅等の	省令第8条第2号	4戸以下のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円

	1 項の住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	住戸	イ及びロによるもの	5 戸以上 15 戸以下のもの	1 件につき 20,400 円	1 件につき 116,600 円
				16 戸以上 45 戸以下のもの	1 件につき 45,400 円	1 件につき 198,500 円
				46 戸以上のもの	1 件につき 81,300 円	1 件につき 284,500 円
	共同住宅等の共用部分		省令第 8 条第 2 号イ及びロによるもの	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件につき 9,500 円	1 件につき 69,900 円
				床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 20,400 円	1 件につき 116,600 円
				床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1 件につき 45,400 円	1 件につき 198,500 円
				床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの	1 件につき 81,300 円	1 件につき 284,500 円
	複合建築物		非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額					
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定による建	非住宅部分	省令第 1 条第 1 項第 1 号イによるもの	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件につき 9,500 円	1 件につき 230,300 円	
			床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 27,100 円	1 件につき 372,500 円	
			床面積の合計が 2,000 m ² 以	1 件につき 81,300 円	1 件につき 531,600 円	

建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査

			上 5,000 m ² 未満のもの		
			床面積の合計が 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	1 件につき 128,700 円	1 件につき 654,800 円
			床面積の合計が 10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	1 件につき 162,500 円	1 件につき 774,000 円
			床面積の合計が 25,000 m ² 以上のもの	1 件につき 203,100 円	1 件につき 882,900 円
		省令第 1 条第 1 項第 1 号ロによるもの	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件につき 9,500 円	1 件につき 88,100 円
			床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 27,100 円	1 件につき 147,700 円
			床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1 件につき 81,300 円	1 件につき 239,100 円
			床面積の合計が 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	1 件につき 128,700 円	1 件につき 312,300 円
			床面積の合計が 10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	1 件につき 162,500 円	1 件につき 375,200 円
			床面積の合計が 25,000 m ² 以上のもの	1 件につき 203,100 円	1 件につき 440,200 円
住宅部分	一戸建ての住宅	省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件につき 4,800 円	1 件につき 34,700 円
			床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件につき 4,800 円	1 件につき 38,700 円
		省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件につき 4,800 円	1 件につき 17,700 円
			床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件につき 4,800 円	1 件につき 19,100 円
	共同住	省令第 1	床面積の合計	1 件につき	1 件につき

	宅等	条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	が 300 m ² 未満のもの	9,500 円	69,900 円	
			床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 20,400 円	1 件につき 116,600 円	
			床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1 件につき 45,400 円	1 件につき 198,500 円	
			床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの	1 件につき 81,300 円	1 件につき 284,500 円	
		省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件につき 9,500 円	1 件につき 33,300 円	
			床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 20,400 円	1 件につき 57,700 円	
			床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1 件につき 45,400 円	1 件につき 104,400 円	
			床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの	1 件につき 81,300 円	1 件につき 157,900 円	
	複合建築物		非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額			

備考

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項後段(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第29条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。
- (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。
- ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係るものにあつては、次に掲げるもの
- イ 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号の基準に適合すると評価(登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。)して、認定の申請の前に申請者に交付した書面
- ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)の写し
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に

よる建築物エネルギー消費性能の認定に係るものにあつては、次に掲げるもの

- ⑦ 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面
- ⑧ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項の通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（⑥において「検査済証」という。）の写し
- ⑨ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に係る法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- ⑩ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し

附 則

この条例は、公布の日から施行する。